

【公開資料】

第3回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月28日（木曜日）午後2時から2時30分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席9名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席6名／定数9名）
- | | | | |
|-------------|-------|------|------|
| 会 長 | 神谷昌明 | | |
| 農業委員 | 永坂邦男 | 市古昭子 | 黒田実 |
| | 長谷部実 | 藤浦利吉 | 近藤正孝 |
| | 金子さか江 | 三島孝二 | |
| 農地利用最適化推進委員 | | | |
| | 石川清勝 | 新美康弘 | 金原節子 |
| | 加藤浩孝 | 下島良一 | 磯貝孝弘 |
4. 欠席委員
- | | | | |
|--|-------|------|------|
| | 山中力四郎 | 原田孝司 | 藤関弘之 |
| | 永井是充 | 杉浦孝明 | |
5. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の選定について
- 第2 (1) 議案について (25件)
- | | | |
|-------|----------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による許可申請の件 | 1件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件 | 1件 |
| 議案第3号 | 碧南農用地利用計画変更の件 | 3件 |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の件 | 20件 |
- (2) 報告事項について (18件)
- | | | |
|-------|------------------------|-----|
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 | 12件 |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6号の規定による届出の件 | 2件 |
- 追加報告
- | | | |
|-------|---------------|----|
| 報告第4号 | 生産緑地あっせん願の件 | 1件 |
| 報告第5号 | 生産緑地あっせん不成立の件 | 2件 |
6. 事務局・説明員
- | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|-------|
| 次 長 | 牧 勝彦 | 課長補佐 | 小林圭介 | 担当係長 | 松井佑未子 |
| 主 事 | 片山大輔 | | | | |

7. 議事とその結果

事務局

皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「第3回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。3番委員、5番委員、13番委員、14番委員、19番委員から欠席の届出がありました。よって本日の出席委員は農業委員9名・推進委員6名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立してありますことをご報告いたします。

なお事務局長については別公務のため欠席となります。

それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場

(「異議無し」の声)

会長

それでは、8番委員、9番委員にお願いします。

会長

次に議案第1号、「農地法5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。

受付番号106番

対象地 ○○町△丁目×番 田 233㎡ につきまして

△△町×丁目□番地 の ◎◎◎◎ さん から ▼▼▼ さん へ

使用貸借権の設定で資材置場兼進入路として隣地と一体利用し、利用率は100%、すでに転用行為が行われているため、始末書付での申請です。

申請理由としましては「瓦を製造する会社から原材料の採掘を請け負っており、採掘現場に設置する安全柵を組むための鋼管を置く。また、進入路として10tトラックが転回できるスペースが必要」とのことです。

申請地は現在、農業振興地域内農用地ですが、今回転用申請するにあたり、事前に碧南市へ農用地利用変更申出書が提出され、農用地区域からの除外手続きがなされているところで、6月29日に開催しました第36回碧南市農業委員会において、農用地利用計画変更の件にて議決をし、碧南市へ農用地からの除外をすることに異議はない旨の回答をしております。

農用地から除外された場合、申請地の農地区分は、第1種農地と考えます。第1種農地とは、「良好な営農条件を備えている農地」で、今回の申請地は、第1種農地の中でも、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地」に相当していると考えます。

この第1種農地は、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に許可できることになっています。

本申請は、資材置場であり、集落に直接接続しているため、許可しうると思われます。
申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。
以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全てみたしていると考えます。
なお、9月6日に、西端地区の会長と19番委員、事務局で現場確認を実施しています。

地図は26ページ、配置図は27ページにあります。
会長 ありがとうございます。
会長 只今の説明に関連して、現地確認した私から現地調査の結果等を報告します。
会長 現状につきましては、草はえ等もなく問題ないです。
会長 それでは、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場 (「異議無し」の声)
会長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
会長 次に、議案第2号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件」を議題とします。
事務局 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。
議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件についてです。
受付番号107番
被相続人は、○○町△丁目××番地、◎◎◎◎さん。令和5年6月5日死亡です。
相続人は、▼▼町×丁目○○番地、■ ■ ■ ■さん、被相続人との続柄は子です。
◎◎町□丁目△△番、田、1、449㎡、□□町○丁目△番、田、1、278㎡、
▼▼町×丁目○○番、畑、434㎡、△△町×丁目□□番、田、2、844㎡、
◎◎町△丁目××番1、田、443㎡、○○町■丁目××番◎、田、257㎡、
△△町×丁目○番、田、1、324㎡、××町○丁目△△番、畑、316㎡、
■ ■ ■ ■町○丁目△△番、田、955㎡、△△町×丁目□□番、田、755㎡です。
事務局が申請者から事情を聞き取り、今後も引き続き農業経営する意思があることを確認しております。

令和5年9月6日に、西端地区の会長、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、28ページから34ページにあります。
会長 ありがとうございます。
会長 只今の説明に関連して、現地確認した私から現地調査の結果等を報告します。
会長 田んぼについてはすべて問題なかったですが、畑については、一部草はえが多少目立ちました。現地確認後事務局から依頼をだし、その後処理されたことを確認できましたので問題ないかと思えます。
会長 それでは、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

議 場
会 長
会 長
事務局

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(「異議無し」の声)

異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号、「農用地利用計画変更の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

4ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用計画変更の件についてです。

この案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、碧南農業振興地域農用地区域の農用地利用計画を変更するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。

受付番号108番

この案件は、農用地から農業用施設用地にするための用途区分の変更です。

申出人は、〇〇市△△町×丁目×番地、◎◎◎◎さんで、申出地は、□□町△番×、畑787㎡のうち176㎡です。施設の概要は農業用コンテナ13.68㎡1棟の設置をする申出でございます。

市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区、明治用水土地改良区及び油ヶ淵悪水土地改良区の3団体と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。

また、隣地農地所有者及び耕作者からも申請地を用途区分変更することの同意を受けているとのことです。

また、令和5年9月8日に新川地区の4番委員と12番委員、事務局で現場確認をしました。地図は35ページにあります。

受付番号109番

市への申出者は、□□町△丁目×番地、◎◎◎◎◎さん。

変更理由は、駐車場のための農振農用地からの除外案件です。

施設の概要は、駐車場38台分で隣地と一体利用、利用率100%です。

申出地は、〇〇町□丁目△番×、田、1203㎡で、

所有者は、◎◎町△丁目■番地、□□□さんです。

今回の申出地については、立地や経過、隣地への影響から判断し、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更の要件である、

- 1 代替すべき土地がないこと、
- 2 土地利用への支障が軽微であること、
- 3 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、
- 4 施設機能への支障が軽微であること、
- 5 土地改良事業から8年経過していること、

の全ての条件をみたしており、農業振興地域内の農用地からの除外に問題はないと考えます。

また、市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区、明治用水土地改良区及び油ヶ渚悪水土地改良区の3団体と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く4団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。

なお、令和5年9月6日に西端地区の会長と19番委員、事務局で現場確認をしております。

地図は、36ページにあります。

受付番号110番

市への申出者は、××市〇〇町△丁目□番地、◎◎◎◎◎さん。

変更理由は、分家住宅建築のための農振農用地からの除外案件です。

施設の概要は、住宅1棟及び駐車場3台分です。

申出地は、◎◎町△丁目□番、畑、203㎡で、

所有者は、〇〇市□□町△番地、◎◎◎◎◎さんです。

今回の申出地については、立地や経過、隣地への影響から判断し、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更の要件である、

- 1 代替すべき土地がないこと、
- 2 土地利用への支障が軽微であること、
- 3 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、
- 4 施設機能への支障が軽微であること、
- 5 土地改良事業から8年経過していること、

の全ての条件をみたしており、農業振興地域内の農用地からの除外に問題はないと考えます。

また、市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区、明治用水土地改良区及び油ヶ渚悪水土地改良区の3団体と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く4団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。

なお、令和5年9月6日に西端地区の会長と19番委員、事務局で現場確認をしております。

地図は、37ページにあります。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

まず受付番号108番について、4番委員をお願いします。

4 番 畑の中央にトラクターが常においてあり、草がはえると処理されているので問題ないかと思います。

会 長 続いて、12番委員をお願いします。

1 2 番 確認した時は問題なかったのですが、今日現地を通ったら草がまた生えておりました

- のでもた声をかけておいてください。
- 会 長 ありがとうございます。
- 次に受付番号109番ならびに110番について、私から報告します。
- 会 長 109番につきましては田んぼの収穫後で問題ないかと思えます。
- 110番につきましては多少の草はえはありますが、整備されているので問題ないかと思えます。
- 会 長 それでは、質疑に入ります。
- この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
- 18番 108番の農業用コンテナですが参考までになぜ農用地から外さないといけないのか教えてください。コンテナなので自由に動かせるので、自由に設置していいのではないですか。
- 事務局 農用地は農地と農業用倉庫や畜舎等の農業用施設に当たる部分は区別されております。農地に農業用倉庫等をたてる場合は、用途区分の変更ということで申請をいただくことになっております。またこれが200㎡を超えると転用の申請が必要となってくるのですが、今回の案件については176㎡ということですので農業用施設用地として用途区分の変更のみというかたちとなっております。
- 18番 前浜新田の中にもつい最近コンテナができて半年ぐらいたつけど、指導しないとまずいのではないかと。トラクターが置いてあり、電気も引っ張ってあると思うけど、これも除外の対象になるかと思うので事務局は対応をお願いします。
- 事務局 のちほど場所等確認させてください。
- 会 長 よろしいですか。他はありませんか。それでは簡易採決します。
- 議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 次に、議案第4号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 6ページをお開きください。
- 議案第4号、農用地利用集積計画の件についてです。
- こちらは、一覧表にて説明します。
- 相対による貸借権設定は、合計件数17件、合計面積25,914㎡です。内訳は、畑25,914㎡です。
- 続きまして、所有権移転は、合計件数3件、合計面積5,144㎡です。内訳は、畑5,144㎡です。
- 16ページの 受付番号128番・129番・140番 ですが、令和5年8月の農業委員会にて農地流動化申出のあった農地で、128番及び129番については棚尾地区の11番委員と大浜地区の2番委員、140番については棚尾地区の2番委員と大浜地区の20番委員があっせん委員となり、農業経営基盤強化促進法による利用集積の売買に至ったものです。
- 以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、

- 第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である
イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
ロ、耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められること。
の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
- 会 長 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
はじめに6番委員の案件を先決します。
- 会 長 6番委員の案件は、受付番号120番、127番、128番、129番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、6番委員関連の受付番号120番始め4件は、原案のとおり決定しました。
- 会 長 次に7番委員の案件を先決します。
- 会 長 7番委員の案件は、受付番号117番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 意義もございませんので、7番委員関連の受付番号117番は、原案のとおり決定いたしました。
- それでは、先決5件を除く15件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。
- | | | |
|-------|------------------------|-----|
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 | 12件 |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6号の規定による通知の件 | 2件 |
| 追加報告 | | |
| 報告第4号 | 生産緑地あつせん願の件 | 1件 |
| 報告第5号 | 生産緑地あつせん不成立の件 | 2件 |
- 合計18件、一括報告してください。
- 事務局 (報告)
- 会 長 ありがとうございます。

【公開資料】

- 会 長 | 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 会 長 | それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
- 会 長 | 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
- 会 長 | 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
- 会 長 | 無いようですので以上をもちまして、第3回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時30分開会～